協　議　項　目		各種事務事業の取扱い			協議細目	交通関係事業
調　整　方　針		自主運行バス路線は、現行のとおり引き継ぐ。単独運行補助制度は、現行のとおり引き継ぎ、中伊豆町を基に２年以内に新市において補助基準を作成する。路線バス廃止対策については、合併時は現行のとおりとし、２年以内に新市において制度の見直しを行う。なお、新市においてバス路線対策協議会を設置し、新市交通確保計画を作成する。				
項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町		中伊豆町
自主運行バス路線	概　　要	利用者減のために採算がとれなくなり、廃止されたバス路線について、地域住民及び通学児童生徒の交通の利便を確保するため、各町で委託によりバスの運行を行い。その損失額を路線バス事業者へ支払っている。 委託経費の１／２については県の補助あり。（翌年度交付）				
	路線等	東海バス 修善寺駅～ヘルスセンター～上大沢 修善寺駅～瓜生野～上大沢 修善寺駅～湯舟口 修善寺駅～競輪学校 修善寺駅～冷川～伊東駅	東海バス 土肥～戸田間のうちの 小土肥～土肥間	東海バス 修善寺駅～猪村 修善寺駅～吉奈～猪村 修善寺駅～持越温泉 修善寺駅～湯ヶ島温泉 修善寺駅～吉奈～湯ヶ島温泉 修善寺駅～柿木大野 柿木循環 湯ヶ島～持越温泉 湯ヶ島～湯ヶ島温泉 湯ヶ島～猪村		東海バス 修善寺駅～冷川～伊東駅 修善寺駅～冷川～下尾野口 修善寺駅～温泉病院～下尾野口 沢口～冷川～下尾口
	平成１４年度支払い額	8,993,000円	200,000円	26,905,432円		11,690,662円
	その他		バス運行委託は戸田村で行っているため、年間支払い額については、距離按分をして戸田村へ支払っている。			
単独運行補助制度	概　　要	不採算路線のバス運行を維持することにより、地域住民または通学児童生徒の交通の利便を確保するため、路線バス事業者に対し、不採算路線の運行によって生じた損失額に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。				
	路線等					伊豆箱根バス 平成１５年度（２路線） 修善寺駅～姫之湯～筏場 地蔵堂～万城の滝
	平成１４年度支払い額					4,400,000円
	その他					上記の金額はＨ１４．４からＨ１４．９までの間に生じた欠損額に対する補助金（７路線分）

協　議　項　目	各種事務事業の取扱い	協議細目	交通関係事業

項　　目			修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
路線バス廃止対策	タクシー助成	概　　要	路線バス廃止地区の住民が利用するタクシーの利用料金の一部を助成することにより、生活の拡大と社会参加の促進を図る。			
		対象者	北又、湯舟、山田地区の７０歳以上の者（修善寺町福祉タクシー助成対象者を除く）７１人			
		助成額（対象者１人当り）	タクシー券を年２４枚助成 １枚６３０円（賃走基本料金） ×２４＝１５,１２０円			
		その他	平成１４年度助成額 ５３３,９８０円			
	路線バス廃止対策事業助成	概　　要	路線バス廃止地区の中学生と高校生のいる世帯に対し、東海バスの回数券を交付し、その利用の便宜を図り、通学の利便に資すること及び路線バスの利用促進を図る。			
		対象者	北又、湯舟、山田地区の中学校と高校に通学する生徒（教育委員会への遠距離通学費補助対象者を除く）２６人			
		助成額（対象者１人当り）	東海バス回数券を年１７６枚助成 16冊×1,600円＝25,600円			
		その他	平成１４年度助成額 ６６５,６００円			

協　議　項　目		各種事務事業の取扱い			協議細目	交通関係事業
項　　目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町		中伊豆町
バス路線対策協議会	名　　称			天城湯ヶ島町路線バス維持対策連絡会		中伊豆町路線バス問題協議会
	概　　要			地域住民の交通を確保するため、路線バス等の運行に関する諸問題を検討して具体的方策を定め、利用者の利便向上のための対策を協議するため設置する。		
	委員数			３０人以内		１６人
	会　　長			町長		助役
	任　　期			１年		２年

先進事例【山県市】

高富町及び美山町の自主運行バス（道路運送法第２１条に基づくもの）については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

① 新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行するものとする。

② 料金体系については、３区間を設定し、移動区間に応じて、１００円・２００円・３００円の３種類とする。

③ 回数券は１００円券の１１枚綴りとし、金額は１，０００円とする。

参考法令　道路運送法（抄）

第２１条一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

（1）災害の場合その他緊急を要するとき。

（2）一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。